



長野県（林務部）プレスリリース 平成 27 年（2015 年）8 月 14 日

しあわせ信州

大北森林組合に対して交付した森林造成事業補助金の交付決定を取り消し、その返還を求めました。

平成 27 年 8 月 7 日に決定した「大北森林組合の補助金不適正受給を踏まえた今後の対応方針」に基づき、大北森林組合に対して交付した森林造成事業補助金（以下「補助金」という。）について精査の上、次のとおり、補助金の交付決定の一部を取り消し、その返還を求めました。

1 補助金の交付決定の一部取消及び返還請求の概要

平成 22 年 8 月 17 日付けで行った補助金交付決定について、その一部を取り消し、金 59,564,200 円を 9 月 3 日（木）までに返還するよう、本日命じました。

補助金返還請求の概要は以下のとおり、詳細は別紙のとおりです。

区 分		検証委員会が不適正とした案件	交付決定を取り消し返還を求める案件	備 考
森林作業道	件 数	10 件	10 件	
	補助金額	7,437,000 円	7,437,000 円	
間伐等	件 数	18 件	9 件	左欄の（ ）内は、9 件に係る補助金額総額。一部返還請求が含まれているため、総額と請求額は一致しない。
	補助金額	62,500,400 円	52,127,200 円 (58,707,100 円)	
計	件 数	28 件	19 件	
	補助金額	69,937,400 円	59,564,200 円	

2 補助金の交付決定の一部取消及び返還請求の考え方

- (1) 森林作業道については、未施工 8 件、要件不適合 1 件、適用単価不適合 1 件の補助金交付決定を取り消し、全額の返還を求めることとしました。
- (2) 間伐等については、整理伐等の要件不適合 6 件、重複申請 3 件の補助金交付決定を取り消し、整理伐等の要件不適合については全額、重複申請については重複部分に係る金額の返還を求めることとしました。

間伐等のうち、いわゆる「大北ルール」に基づく「不用萌芽除去」(*) 9 件については、補助対象事業の実施要件には適合しないものの、当時の北安曇地方事務所林務

課の指導に沿って行ったものであり、やむを得ない施業だったと評価できることから、返還を求めないこととしました。

(*) いわゆる「大北ルール」に基づく「不用萌芽除去」

① 「不用萌芽除去」

広葉樹を伐採した際に発生する芽（萌芽）の育成を行う（萌芽更新）場合に、多数発生した萌芽のうち優勢なもの（有用萌芽）を数本残して生育を促進する施業です。

○ 「不用萌芽除去」のイメージ



伐採直後の切株



多数発生した萌芽



不用な萌芽を除去した後

② 北安曇地方事務所林務課における指導

平成 18 年 9 月に発生したクマによる人身被害以降、地域において野生鳥獣被害対策の必要性や要望が高まる中、北安曇地方事務所林務課では、野生鳥獣の出没防止に高い効果がある緩衝帯整備（集落周辺において見通しをよくするために行う雑草木の刈り払い）を地域の森林整備の重点課題と位置づけ、造林補助事業を活用し緩衝帯整備を促進しました。

北安曇地方事務所林務課では、地域の要望に沿った緩衝帯整備のため、有用萌芽を数本残す施業である「不用萌芽除去」について、有用萌芽を残さずに全刈りした場合も補助金交付の対象すると指導した時期がありました。

○ 大北森林組合での不用萌芽除去の事例



残された萌芽が生育している
(適正と判断した事例)



全刈りしているため萌芽の育成が確認できない
(不適正と判断した事例)

しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）推進中

北安曇地方事務所林務課
(課長) 加藤 邦武
(課長補佐) 松村 正 (担当) 中島 治
TEL 0261-23-6519 (直通)
0261-22-5111 (代表) 内線2213、2211
FAX 0261-23-6565
E-mail hokuan-rimmu@pref.nagano.lg.jp

林務部
(林務参事) 久保田 俊一
森林づくり推進課
(課長) 前島 啓伸 (担当) 青木 竜一郎
TEL 026-235-7270 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線3251、3255
FAX 026-234-0330
E-mail rinsei@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

大北森林組合に対する補助金返還請求(第1回)の内訳

(件数: 件、金額: 円)

区分	不適正受給の内容	補助金の交付決定の内容					返還請求の内容				備考
		件数	事業地	国費	県費	計	件数	国費	県費	計	
森林 作業 道	未施工	8	大町市 8件	4,665,000	1,737,700	6,402,700	8	4,665,000	1,737,700	6,402,700	全額返還請求
	要件不適合 (補修案件を開設案件として申請)	1	大町市 1件	178,500	66,500	245,000	1	178,500	66,500	245,000	全額返還請求
	適用単価不適合 (事実に反し、最高単価が適用されるこ配で申請)	1	大町市 1件	575,100	214,200	789,300	1	575,100	214,200	789,300	全額返還請求
	計	10	—	5,418,600	2,018,400	7,437,000	10	5,418,600	2,018,400	7,437,000	
間 伐 等	要件不適合 (伐採の不足等)	6	大町市 5件 白馬村 1件	37,732,800	14,055,600	51,788,400	6	37,732,800	14,055,600	51,788,400	全額返還請求
	要件不適合 (不用萌芽除去)	9	大町市 7件 池田町 2件	2,763,900	1,029,400	3,793,300	0	0	0	0	返還を求めない
	重複申請	3	大町市 2件 白馬村 1件	5,040,900	1,877,800	6,918,700	3	246,900	91,900	338,800	一部返還請求
	計	18	—	45,537,600	16,962,800	62,500,400	9	37,979,700	14,147,500	52,127,200	
合 計		28	—	50,956,200	18,981,200	69,937,400	19	43,398,300	16,165,900	59,564,200	